

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の一部を改正する法律案  
概要

公立の高等学校等の施設をはじめとする公立の義務教育諸学校等施設の整備を促進するため、以下の措置を講ずることとするもの。

1. 施設整備基本方針に基づき施設整備を図る趣旨の明記

施設整備基本方針に基づき公立の義務教育諸学校等施設の整備を図る趣旨として、「安心の確保」及び「教育の質の向上」が含まれることを明記すること。

2. 交付金の交付対象となる事業に係る施設範囲の拡充

国の交付金の交付の対象となる改築等事業に係る公立の義務教育諸学校及び高等学校等の施設の範囲を限定しないものとする。

(令和7年4月1日から施行)